

特定建設作業(指定事業)に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準(特定建設作業の場所の敷地境界線上での規制値)

適用法令	特定建設作業の種類	騒音・振動の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日における作業時間		同一作業における作業時間		日曜日・休日における作業
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
騒音規制法	1 くい打機を使用する作業	85デシベル	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間を越えないこと	14時間を越えないこと	連続して6日を越えないこと	禁止	
	2 びょう打機を使用する作業								
	3 さく岩機を使用する作業								
	4 空気圧縮機を使用する作業								
	5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業								
	6 バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業								
振動規制法	1 くい打機を使用する作業	75デシベル	午後9時～翌日午前6時						
	2 鋼球を使用する作業								
	3 舗装版破砕機を使用する作業								
	4 ブレーカーを使用する作業								
公害防止条例 松本市	1 ア くい打機を使用する作業 イ さく井機を使用する作業	85デシベル	午後9時～翌日午前6時				連続して1月を越えないこと	連続して2月を越えないこと	
	2 びょう打機を使用する作業								
	3 さく岩機を使用する作業								
	4 空気圧縮機を使用する作業								
	5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行なう作業								
適用除外	災害その他非常の事態のため緊急に行なう必要がある場合		○		○		○	○	
	人の生命又は身体に対する危険の防止のため行なう必要がある場合		○		○		○	○	
	鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行なう必要がある場合		○					○	
	道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合		○					○	
	道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合		○					○	
	電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行なう必要がある場合								○

※適用除外・・・○印の場合は規制から除外されます。また、作業がその作業を開始した日に終わるものは規制対象外となります。

特定建設作業(指定事業)の規制区域

騒音規制法・振動規制法

地域	特定建設作業関係	
第1種低層住居専用地域	第1号区域	
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域	第1号区域※	第2号区域
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		

松本市公害防止条例

地域	指定事業	
第1種区域	第1号区域	
第1種低層住居専用地域		
第2種低層住居専用地域		
第1種中高層住居専用地域		
第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域	第1号区域※	第2号区域
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
第3種区域		
準工業地域	第1号区域※	第2号区域
工業地域		
その他の区域		
-	第2号区域	

※該当地域内のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内